

中古車の取得で節税

今年度の税制改正では、減価償却制度が抜本的に改正され注目されています。減価償却とは、建物や機械、自動車などを耐用年数に応じた期間で費用化することをいいますが、今回の改正では耐用年数の期間中に、従来取得価額の95%部分までしか費用化できなかったのが、100%償却可能となりました。それに伴い、1年間で費用化できる金額も大きくなっています。例えば、耐用年数2年の固定資産を期首に取得すれば初年度に100%、つまり全額償却することができるようになりました。そこで、今回は中古自動車を取得した場合の節税効果について検証してみました。

1. 中古資産の耐用年数

- (1) 法定耐用年数の全部が経過しているもの 法定耐用年数 × 0.2
 (2) 法定耐用年数の一部が経過しているもの (法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 × 0.2
 ※いずれも計算結果が2年に満たないときは2年となり、1年未満の端数は切り捨てする。

2. 中古自動車の耐用年数

新車（一般乗用車）の法定耐用年数 6年

- 3年経過した中古自動車の耐用年数
 上記1(2)より(6年-3年)+3年×0.2=3.6→3年
- 4年経過した中古自動車の耐用年数
 上記1(2)より(6年-4年)+4年×0.2=2.8→2年
- 6年経過した中古自動車の耐用年数
 上記1(1)より6年×0.2=1.2→2年

この事例より、4年以上経過した中古自動車の法定耐用年数は2年となります。

3. 改正前後の償却率表(抜粋)

耐用年数	2007年4月以降取得		2007年3月以前取得	
	定率法	定額法	定率法	定額法
2年	1.000	0.500	0.684	0.500
3年	0.833	0.334	0.536	0.333
4年	0.625	0.250	0.438	0.250
5年	0.500	0.200	0.369	0.200
6年	0.417	0.167	0.319	0.166

4. 中古自動車の節税効果

それでは具体的に、2007年4月以降に自動車を取得した場合の初年度の減価償却費の計算をしてみます。
 (前提条件) ○3月決算法人 ○自動車の減価償却方法：定率法選択

(1) 耐用年数2年の中古自動車取得の場合

- ①取得価額300万円で4月に購入 300万円×1.000=300万円
- ②同 10月に購入 300万円×1.000×6/12=150万円

(2) 新車を取得の場合

- ①取得価額700万円で4月に購入 700万円×0.417=2,919,000円
- ②取得価額700万円で10月に購入 700万円×0.417×6/12=1,459,500円

※ご覧のように、初年度に限っては700万円の新車より、300万円の中古車の方が減価償却費が大きい、つまり節税効果が大きいことがわかります。但し、事業年度の途中で取得した場合は、上記のように利用月数に応じた償却費となります。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所

検索

